

## 鳥取県告示第444号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年8月18日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年7月9日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 申請のあった年月日  
平成22年6月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 琴浦グルメストリートプロジェクト
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
山本 浩一
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取県東伯郡琴浦町
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、琴浦地域の独自性を活かして地域ブランド「琴浦グルメストリート」を情報発信することで地域の活性化を目指すことを目的とする。